

## 総合計画策定方針（審議会用）

## 1 本市を取り巻く状況

本市は平成13年度を初年度とする、あきる野市総合計画「ヒューマングリーンあきる野」（以下「現行計画」という。）を策定し、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて施策の推進を図ってきた。

この間、我が国においては急速な人口減少・高齢化社会の進展に伴う医療・社会保障関係費の増大、頻発する大規模自然災害、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生の取組、IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ・人工知能等の技術革新による第4次産業革命等、社会経済情勢に大きな変化が生じている。また、こうした変化に伴い、個人の持つ価値観の多様化も進んでいる。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進む中、それに伴う生産人口の減少による市税収入の伸び悩みや義務的経費の増大が顕在化してきており、更に公共施設の老朽化等の問題にも直面している。このような状況から、市では、圏央道を生かした産業系土地利用の促進や武蔵引田駅北口地区の土地区画整理事業の事業化、職住近接を目指した雇用創出等、更なるあきる野市の発展に向け、環境整備を進めている。

## 2 現行計画の課題

現行計画は基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成される。計画期間は、基本構想が20年であり、基本計画が前期及び後期で各々10年となっている。実施計画の計画期間については、3年であるが、毎年ローリングする方式となっている。

現行計画については、以下のような課題が生じている状況である。

**（1）変化に対応した戦略的な施策・事業展開が困難**

現行計画の計画期間は基本構想が20年、基本計画が10年と長く、計画策定時点で想定していなかった様々な情勢の変化を、適時かつ的確に現行計画に位置付ける施策等に反映することが困難である<sup>注1</sup>。

**（2）総合計画及び進行管理システムのあり方**

現行計画では、各種事業についての有効性、効率性等の観点からの評価や仕組みを確立できておらず、平成30年度に実施した職員意識調査では、職員が日々の行政実務を執行するに際し、総合計画における目標、位置付け等を意識している割合は30.5%と少ない状況であった。このことから、総合計画に基づく進行管理システムについて、効果的なものを構築していく必要がある。

<sup>注1</sup> 後期基本計画は社会の変化に対応できるよう、平成25年度までの3か年と平成26年度からの7か年に分けて改定を行っている。

### 3 次期総合計画の位置付け及び構成

次期あきる野市総合計画は、「あきる野市総合計画条例」（平成30年条例第19号、以下「総合計画条例」という。）により、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画として、基本構想、基本計画及び実施計画により構成される。

### 4 策定に当たっての基本姿勢

社会経済情勢の変化や現行計画の課題等を踏まえ、引き続き人と自然環境が織り成す、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するため、計画的なまちづくりを進める指針としての次期総合計画を策定する。

次期総合計画の策定に当たっては、次の考え方を基本とする。

#### (1) 時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズ等を的確に捉え、市政に反映できるよう、計画期間の見直し等により、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを行う。

#### (2) 成熟期に適した計画づくり

人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の更新等、本格的な成熟社会の到来に対応するため、本市では第2次あきる野市行政改革推進プランやあきる野市行財政運営基本指針等に基づき行財政運営に係る一定の取組を進めてきた。次期総合計画においても、現状や将来予測の分析の下、限られた行政資源を最大限に活用し、選択と集中によるメリハリのある行財政運営を推進することができる計画づくりを行う。

#### (3) 実効性のある計画づくり

職員の業務執行の際の指針となり、常に意識される実効性のある次期総合計画を策定するとともに、証拠や根拠に基づき目標や指標を整理し、事業効果を評価しやすい仕組みづくりが可能となる計画づくりを行う。

#### (4) 多様な市民の意見を反映した計画づくり

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民のニーズが変化している。これらのニーズに的確に対応するため、次期総合計画の策定過程において、様々な手法により市民の意見を把握し、これらを反映させる計画づくりを行う。

### 5 計画の枠組み

#### (1) 計画の構成

総合計画条例により、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成される。

#### (2) 計画の期間

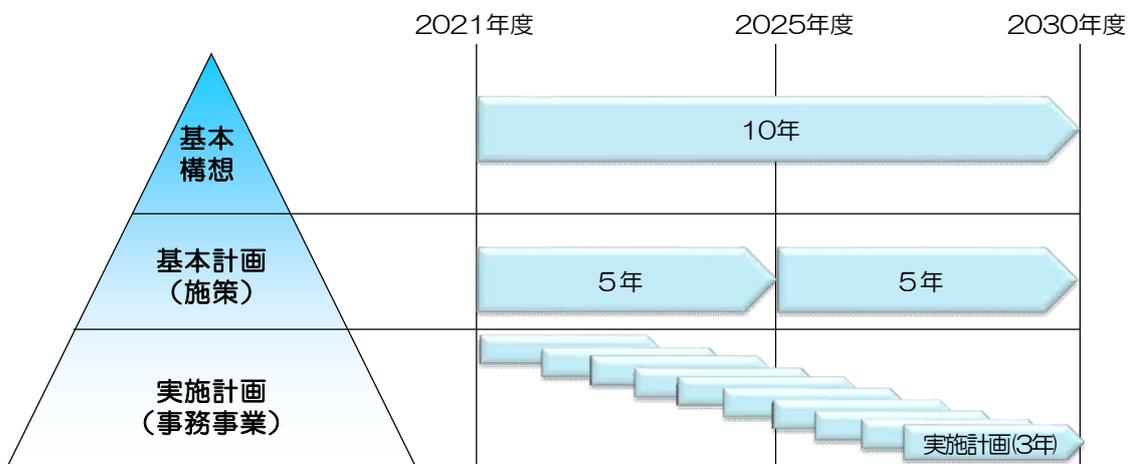
ア 基本構想：10年（2021年度～2030年度）

まちづくりに対する基本的な考え方（基本理念）、将来都市像及びこれらを実現するための施策の大綱を示すものであり、本市が目指すべきまちの姿を定めるもので

ある。

- イ 基本計画：5年（前期：2021年度～2025年度/後期：2026年度～2030年度）  
基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものである。
- ウ 実施計画：3年（毎年度、ローリング方式により見直し）  
基本計画の施策を推進するため、施策体系ごとに具体的な事業を定めるものである。

## ■計画の構成と期間



## 6 計画策定の体制

### (1) 市民意見の反映

#### ア 総合計画審議会

総合計画の内容について審議するため、外部委員により構成される機関として、総合計画条例に基づき、あきる野市総合計画審議会を設置する。審議会は、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

#### イ タウンミーティング

次期総合計画の策定作業に当たり、直接、市民意見の聴取を行うため、タウンミーティングを開催することとする。タウンミーティングは、必要に応じて開催し、聴取した意見は総合計画案の作成に当たって尊重することとし、人数、開催時期、開催回数等については今後検討することとする。

#### 【補足】

#### ・開催地、開催日等（令和元年度）

市民が参加しやすいよう、市内を3地域（西部・中部・東部）に分け、それぞれで実施する。

	①西部 (五日市・戸倉・小宮)	②中部 (西秋留・増戸)	③東部 (東秋留・多西)
第1回	9月1日(日) 10:00~12:30 五日市出張所	8月31日(土) 15:30~18:00 市役所(本庁舎)	8月31日(土) 10:00~12:30 市役所(本庁舎)
第2回	9月21日(土) 15:30~18:00 五日市出張所	9月21日(土) 10:00~12:30 市役所(本庁舎)	9月14日(土) 10:00~12:30 市役所(本庁舎)
第3回	10月19日(土) 10:00~12:30 五日市ファインプラザ	10月19日(土) 15:30~18:00 五日市ファインプラザ	10月20日(日) 10:00~12:30 市役所(本庁舎)

※ 定員は各回30人、保育・手話サービスあり。

・参加の要件及び募集方法

- ①要件 ・18歳以上79歳以下の市民(基準日:令和元年6月1日)であること。  
・3回のタウンミーティングに全て参加できる見込みであること。
- ②募集方法 地域ごとの年齢構成等を踏まえ、3地域ごとに約1,500人の市民を無作為抽出のうえ、案内状を送付し、参加者を募る。(参加希望多数の場合は抽選)

・各回のテーマ

- 第1回 あきる野市の個性を浮き彫りにしましょう  
第2回 あきる野市の望ましい将来像を描きましょう  
第3回 市民が主体となることができること、やるべきことを考えましょう

ウ パブリックコメント

次期総合計画の素案について、広く市民意見を募り、計画案に反映させるためパブリックコメントを実施する。

【補足】

- ・令和2年1月頃に中間パブリックコメントを実施

エ 市民アンケート

無作為抽出した満18歳以上の2,500人を対象に、市民の目線からまち全体に関する意向や重要課題に対する施策展開の方向性を明らかにするとともに、あきる野市のイメージや特徴の強化に向けた方向性を把握すること等を目的に市民アンケート(平成30年8月~9月、有効回収率33.3%)を実施した。

(2) 市議会

「あきる野市議会基本条例」(平成27年条例第29号)に基づき、次期総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、基本構想及び基本計画を議案と

して提出する。

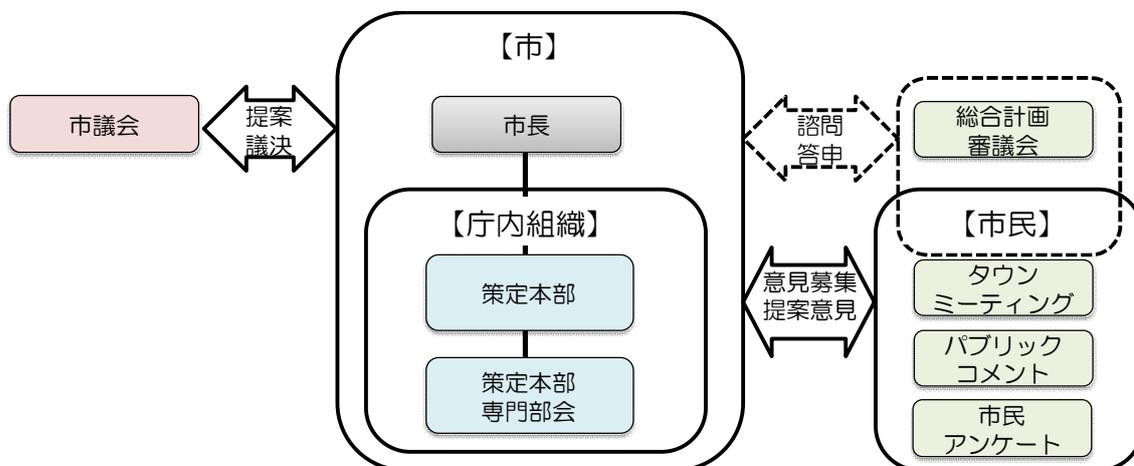
### (3) 庁内組織

総合計画は、市政全般にわたる行政計画であるため、庁内横断的な検討組織を設置し、計画内容について検討を行うことが必要である。そのため、次期総合計画の策定作業に当たり、庁内組織として、「策定本部」及び「策定本部専門部会」を設置する。

#### 【補足】

- ・ 6つの策定本部専門部会、89人で立ち上げ

#### ■ 策定体制



## 7 計画策定スケジュール

### (1) 2019年度

基本構想・基本計画の検討

### (2) 2020年度

基本構想・基本計画（重点施策含む）の決定（議決）

#### ■スケジュール表

